

平成 29 年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（平成 28 年度事業分）

粕屋町協働のまちづくり課

目次

粕屋町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

基本目標と施策の体系・・・・・・・・ P2

平成 28 年度実施状況・・・・・・・・ P3～

(具体的施策ごとの実施状況・・・・・・・・ P7～)

[これまでの取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成 26 年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画」を策定しました。計画期間を平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、計画の中間年である平成 31 年度に見直しを行います。男女共同参画社会の実現に向けて、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。

平成 27 年度は、計画の推進初年度として、計画書概要版の全戸配布を行い住民の皆さまへの周知を図りました。また、推進施策のひとつでもある「粕屋町男女共同参画条例」を制定し、町のイベント「人権を尊重する町民のつどい」の中で、中島玲子先生による講演会の開催を行いました。

また、計画の実施状況については、各担当課において自己評価を行い、庁内でまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を実施しています。その結果を各担当課へ返し、見直し改善を促し計画の推進をつなげていきます。

基本目標と施策の体系

「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」という基本理念の実現を目指し、3つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。



* 基本目標Ⅲは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を兼ねる。

[平成 28 年度実施状況]

計画 2 年目である平成 28 年度は、大きな講演会はできなかったものの、自治公民館（19 か所）における人権の出前講座の中で、時間を割いて男女共同参画の研修を行うことができました。地域における災害時の避難所運営マニュアルへ女性の参画について明記を行い、防災の分野の中でも進みつつあります。

また、かすやこども館において父子向けの講座を開催し、男性の育児、介護への参画を促す取組が始まり、介護予防対策においても様々な取組がなされ、社会システムの中での男女共同参画も少しずつ進みつつあります。しかし、DV防止の観点では、相談体制の強化は図られていますが、デートDVの啓発は遅れている状況です。

今後は、講演会等が開催できるよう他課との連携をとりながら啓発できる方法を検討していきます。また、各行政区で設立する自主防災組織の中でも男女共同参画の視野に立った防災環境づくりを促し、地域での男女共同参画の啓発を進めていくほか、ほとんど着手できていない事業所への啓発についても検討を進めます。最後に、デートDVやJKビジネスといった若年層をターゲットとした性に関する人権侵害から、子どもたちを守る取組が急がれています。教育機関やPTAを通してなど効率的な方法で啓発を進めていく必要があります。

具体的施策ごとの実施状況の評価については、平成 27 年度と比べると、「達成には程遠い」Dの評価の数が減り、「ある程度達成できている」Bの評価の数が増えてきました。詳細は以下のとおりです。（次ページより）

●基本目標 I について

基本目標 I : 男女共同参画社会実現のための意識づくり
主要課題 (1) 男女共同参画社会に向けた意識啓発
主要課題 (2) 男女共同参画を推進する教育活動の充実

町民の男女平等の意識を育て、男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性や能力を發揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての啓発・教育活動を充実し、その意識を醸成していきます

<平成 28 年度の施策の実施状況の概要>

- ・大きな講演会を開催することができず、今後の検討課題となった。
- ・町職員への研修は男女共同参画に特化してはできなかったが、自治公民館（19 か所）での人権の出前講座では 3 分の 1 くらいの時間を割いて、男女共同参画について研修することができた。
- ・学校教育の分野では、昨年引き続き男女平等教育は進んでいる。
- ・PTA や各種団体など社会教育の中での団体への啓発が進まないため、啓発方法を含め検討が必要。
- ・6 月にある男女共同参画週間では広報による啓発はできたが、併せて行うセミナー等のイベントは開催できていない。
- ・ジェンダーのとらわれない表現の使用については徹底を行っており、その指針の作成は準備段階である。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	5	7	4	3
%	26.3%	36.8%	21.1%	15.8%

[各施策ごとの評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり
主要課題（１）雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保 主要課題（２）ワーク・ライフ・バランスの推進 主要課題（３）困難な状況に置かれている人への支援 主要課題（４）政策・方針決定の場への女性の参画促進 主要課題（５）地域・防災分野における男女共同参画の推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育て・介護等の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。また、ひとり親家庭等、多様な家庭が安心して暮らせるような支援を目指します。さらに、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

<平成 28 年度の施策の実施状況の概要>

- ・模範的職場環境を求められる役場庁内では男女共同参画はある程度進んでいるが、事業者や企業への啓発が遅れている。
- ・子育てや介護環境の整備等は、各計画に従って取組が進められている。
- ・各種審議会委員への女性の登用については進めているところではあるが、委員の中には充て職で構成されるものもあり、登用率の向上が難しい現状がある。
- ・役場庁内では、女性の採用登用は進んでおり、ワーク・ライフ・バランスについても「特定事業主行動計画」により取り組まれ、かすやども館での父子向けの講座等をはじめ実施された。
- ・地域における男女共同参画については、防災の分野では避難所運営マニュアルへの女性の参画の明記し、女性の参画の促進につなげていく。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	9	8	6
%	11.5%	34.6%	30.8%	23.1%

[各施策ごとの評価区分]

- A.90%以上（十分達成している）
- B.70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C.50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D.50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女の人権が尊重され、ともに健康で、安心して暮らせる環境づくり
主要課題（１）性に関するあらゆる暴力の根絶
主要課題（２）生涯を通じた健康支援

「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクハラ（セクシャル・ハラスメント）をはじめとするあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進やDV防止等に関する啓発、被害者への支援等の充実を図ります。

また、男女が互いの性差や「性と生殖に関し健康的生活を営む権利の尊重」等を理解した上で、生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。

<平成 28 年度の施策の実施状況の概要>

- ・デートDVに関する啓発は着手できてないが、DVについては、折に触れ啓発を行っている。DVに関する実際の相談事例等はあまり無いが、様々な相談にも対応できるよう相談員の資質の向上を図った。
- ・性犯罪などの被害防止に向けた啓発が遅れており、今後の検討課題である。
- ・生涯を通じた支援については、健診など健康事業でカバーできており、教育についても適切な情報提供を行うなど高い評価となっている。
- ・人権を尊重した性に関する教育は学校現場でも行われているが、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという言葉を含めての啓発は、まだ着手できていない状況である。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	6	5	2
%	13.3%	40.0%	33.4%	13.3%

[各施策ごとの評価区分]

- A.90%以上（十分達成している）
- B.70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C.50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D.50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策(主要課題)	具体的施策(施策の方向性)	事業名	施策概要	担当課	達成度(自己評価)	達成度の根拠となる平成28年度の施策概要における具体的な実施状況 ※達成できなかった場合はその理由	課題と今後の見通し	達成度の推移(矢印で)	審議会からの意見	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	Ⅰ・1 男女共同参画社会に向けた意識啓発	動Ⅰの推進① 町民の意識を高める啓発活動	1	広報等による情報提供	広報紙およびホームページ等各種媒体を活用し、日常的な啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙は3か月に1度くらいのペースで、関係の記事を掲載し啓発を行った。またホームページに専用のページを設けてお知らせやイベント等の案内(年度内30件)を随時行った。	フェイスブックでの啓発はまだ進んでいない。気軽に目にするのでできる方法での啓発を検討する。	B → B	
			2	啓発パンフレット等の作成	住民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、啓発に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	パンフレットの作成は28年度は行っていないが、町のイベント等で啓発チラシ等の配布を行った。	毎年度ではなくても、予算のかからない方法で何らかの啓発印刷物を制作できるよう検討していく。	A → B	
			3	男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識の普及と高揚を図るために各種講座や講演会等を開催します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	2年目となる28年度は大きな講演会等を行うことはできなかったが、社会教育における人権の出前講座(行政区の人権研修会)の中で、男女共同参画についての啓発を行った。	各地域における講座の中での啓発を進めていくとともに、講演会等の検討を検討していく。	B → C	
	Ⅰ・1・② 情報の提供	慮出Ⅰ版・物の表③ 現に行政に関する報配・	4	男女共同参画関連情報の積極的な提供	広報紙・ホームページ等を通じ、男女共同参画に関する取組、法令等をわかりやすく解説するとともに、情報を積極的に提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	前年度に引き続き、広報紙への掲載、ホームページへの掲載の充実を図った。	今後も広報、ホームページを利用したわかりやすい解説を進めていく。	B → B	
			5	関連図書の収集と紹介	男女共同参画に関する図書の収集を行い、紹介します。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未	男女共同参画を、婦人問題、ワークライフバランス、父親参加の子育て等と捉え、冊数も100冊以上と幅広く収集している。	このテーマの図書の貸出は少ないため、一般特集のテーマとして一か所に集め展示したり、話題の本のコーナーに置いたりし、利用者の目に留まるようにする。	B → B	
			6	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用	広報紙・ホームページ及び出版物の製作にあたっては、男女の固定的役割分担意識を助長することのないよう、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用を徹底します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報やホームページを制作する際には、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用を徹底している。	研修会等に参加し、係員内意識を徹底し、また原稿を作成する各課担当者にも意識啓発を進めていく。	B → B	
	Ⅰ・2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	教Ⅰ育の推進① 学校教育における男女平等	7	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない文書表現に関する指針の作成	行政文書等を社会的性別(ジェンダー)の視点から見直し、性別に偏りのない表現にするよう指針・マニュアル等を作成します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	研修での資料を参考に業務を行っている中で、庁内や啓発用にマニュアルを作成するために資料の収集を行った。(準備段階)	資料をまとめ、平成29年度にマニュアル制作の完成を目指す。	C → C	
			8	幼児期からの男女平等教育の推進	保育所、幼稚園に対し、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない幼児教育の実践の働きかけを行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女平等に特化した幼児教育の実践の働きかけは行っていないが、日頃から、「男の子は…」「女の子だから…」等の言葉を使用して男女を区別するようなことは行っていない。	今後も性別にとらわれない教育を行う。また、大事なものは性別ではなくて、その子の個性を伸ばす教育を目指す。	C → B	
			9	学校教育における男女平等教育の推進	学習指導要領に示す男女平等の理念に基づいた教育を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	学習指導要領に基づいて、粕屋町のスタイルである「説明力アップの授業づくり」を通して、男女問わず、誰とでも話したり聞いたりする授業が展開されている。	今後も更なる徹底を目指していく。	A → A	
			10	男女平等教育に関する教職員の研修	教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	誰とでも交流する授業の大切さがわかる授業研修や、人権・同和の視点の大切さについて学ぶため学人研の研修を行った。	児童生徒ひとりひとりを大切にする授業の展開が図られるよう、今後も継続して研修を続けていく	A → A	

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	I・2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	I・2・① 学校教育における男女平等教育の推進等	11	進路指導の充実	固定的性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実に努めます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育、更には日常の授業において、個の考えの違いや価値を大切にする授業が行われている。	様々な教科等の関連を図り、個性を大切に考える考え方を身につけさせていく。	A → A			
			12	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	全教育活動において、命の大切さ、相手の立場にたった考え方の大切さについて指導が行われている。	道徳が「特別の教科道徳」となることも踏まえ、他教科との関連を図りながら指導内容を充実させる	A → A			
			13	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課 子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				B → C		
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町での研修、講演会を開催する際には、保育所・幼稚園職員にも参加の要請を行っている。平成28年度は男女共同参画に特化した研修は行っていない。(LGBTを含んだ人権研修は総務課主催で行っており、保育所幼稚園職員も参加している。)	研修を計画し、今後もこの運用で啓発と研修機会の提供を行う。	B → C			
						子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した研修は実施されていない。しかし、夏季休業中の職員人権教育研修会、12月の人権を尊重する町民の集いに参加し、人権教育の一層の充実、向上を図っている。	職員人権教育研修をはじめ、男女共同参画に関する研修の実施の際には、保育所・幼稚園の職員に積極的な参加を促す。	C → C			
			I・2・② 社会教育における学習の場の提供	14	子育て世代への啓発の推進	PTA行事等での講演会・研修会開催を利用して、子育て世代への啓発、情報提供に取り組みます。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	PTA行事等の研修会や講演会を利用した啓発を行うことはできなかった。	各PTAが実施している成人教育事業や家庭教育学級等において、男女共同参画に関する取り組み啓発を行う。	D → D	デートDVの啓発を中学校でのPTAの講演で実施するのはいいのではないかと。就学前の保護者の方への啓発は、3歳児健診のときにチラシを配布するとかで、進めていくのがいいのでは。	
				15	地域・団体等の学習に対する啓発と支援	公民館等を使って行っている人権研修、生涯学習研修の中で男女共同参画の啓発を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自治公民館19か所における人権学習会の中で、男女共同参画について学習を行った。	年に2回実施している分館役員会議において、男女共同参画についての周知を図る。	D → A		
				16	出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関するものを幅広く用意し、学習の機会を提供します。	協働のまちづくり課 社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				D → B	
							協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	出前講座に関しては、講師の問題もあり(講師はほぼ役場職員)男女共同参画に特化したメニューを用意できなかったが、自治公民館における人権学習会の中で、時間をとって学習を行った。	人権の出前講座に絡めるなどして、啓発を続けていく。	D → B	せっかく研修を行っても出席が少ない。来てもらいために人々の関心のある分野の中での啓発、例えばいま一番ホットな関心事である防災の研修の中で啓発を進めるのがいいのでは。	
	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満					男女共同参画に特化したメニューを用意できなかったが、自治公民館における人権学習会の中で、時間をとって学習を行った。	次年度の地域人権学習においても、引き続き主なメニューに組み込んでいく。	D → B				
	17	男女共同参画週間における学習、啓発の推進	男女共同参画週間(6月23日～29日)には、ポスター掲示、ホームページに掲載し、週間の意識付けを行うと共に、セミナー等を開催し、学習、啓発を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成28年度は、広報紙の中で週間にあわせた内閣府の男女共同参画のキャッチフレーズを紹介し、啓発につなげた。	今後も週間にあわせてより充実した啓発ができるよう計画する。セミナーの開催等についても検討していく。	D → C					

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現 のための意識づくり	Ⅰ・2 男女共同参画を推進する教育活動の充実	Ⅰ・2・② 社会教育における学習の場の提供	18	各団体研修等での啓発の推進	各社会教育関連団体(PTAなど)、老人クラブ等で行われる研修の内容について男女共同参画の視点から啓発や助言、指導を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育団体に対して特別に男女共同参画の視点からの啓発や助言は行っていない。啓発方法や指導の機会等についての検討がまだできていない。	先の審議会でもいただいたご意見をもとに、デートDVに関する啓発等を盛り込んだ研修等の検討の機会を持てるよう検討を行う。	D → D	社会教育と連携して、全体の集まる会議の際に啓発を進めることから始めてみては。また社会教育以外の団体は把握しきれていない状況である。これからまちづくり支援室を活用して、ネットワーク化を進めていき、集まったところで啓発を進めることも考えていく。
		Ⅰ・2・③ 女性リーダーの養成	19	女性へのエンパワーメント支援と女性リーダーの養成	講座やセミナーの開催、又はその情報提供を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	外部からのセミナーや講座の案内がある場合は、ホームページを使って情報提供を行っているが、講座やセミナーの開催には至っていない。	講座やセミナーの開催を目指して、積極的な検討を進めていく。	D → D	
基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり	Ⅱ・1 雇用分野等における男女の均等な機会と待遇の確保	Ⅱ・1・① 企業への広報、啓発	20	法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知啓発を行います。	地域振興課 総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	/		D → C	
						地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等の啓発物については、掲示した。	啓発物の配布・掲示がメインとなるが、男女共同参画週間等において粕屋町ホームページ(事業者ガイド)を利用して啓発を行う等検討していく。	D → C	
						総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	庁内LAN等を利用し、育児休業等関係する制度の案内、周知を行っている。(町民・事業所への周知等は行っていない) また、育児・介護休業に関する条例等が改正されたため、そのことについても公布後ただちに周知した。	男性職員の出産補助休暇や養育休暇の認知度が低いと、対象者に個別にアナウンスを行うとともに、育児休業の利用者がいないため、とりやすい方法について引き続き提案、周知を行う。	C → B	
		21	指名登録業者への意識啓発	指名登録を希望する事業者などに対して、様々な方法で男女共同参画推進の意識を高めます。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	審議会の意見にもあった指名登録業者への啓発チラシ等の配布は、平成28年度は業者登録実施年度ではなかったため実施できなかった。(平成27年度に平成28・29年度分業者登録実施済み)	平成29年度末の平成30・31年度分の業者登録を行う際に受付完了書類返信用封筒へのチラシの同封を予定している。(チラシについては協働のまちづくり課で作成予定)	D → C		
22	ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止対策について、事業主への情報提供や男女共同参画の視点からの啓発に努めます。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等の啓発物については、掲示した。また、商工会との連携について、具体案を検討中。なお、事業者への啓発時間の確保については、かなり困難な状況。	啓発物の配布・掲示がメインとなるが、男女共同参画週間等において粕屋町ホームページ(事業者ガイド)を利用して啓発を行う等検討していく。	D → D				
Ⅱ・1・② 働く女性への支援	23	女性の再就労に対する支援の促進	結婚、出産、介護等を理由に離職した女性や再就職希望者のための意識啓発と、能力開発や学習機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	外部からのセミナーや講座の案内がある場合は、ホームページを使って情報提供を行っている。	意識啓発や能力開発の面ではまず情報を収集し、情報提供につなげるようにする。	C → C			

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり	Ⅱ・2・ワーク・ライフ・バランスの推進	Ⅱ・2・① ワーク・ライフ・バランスについての啓	24	両立のための職場理解と制度の普及促進	男女職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーのアナウンス、課長会で有給・夏季休暇の取得状況について公表するとともに、衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇や養育休暇の取得率についてもお知らせした。初めて男性職員が育児休業を取得した。	ワークライフバランスを実現するため、策定した特定事業主行動計画の目標の達成に向け、さらなる制度の周知、職場環境の整備を行い、引き続き男性職員の育児休業取得についても働きかけていく。	B → B	平成29年度に初めて役場職員が1か月取得。すごくいいこと。後に続いてほしい。
			25	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	内容の検討が進まず、平成28年度はワーク・ライフ・バランスに特化した啓発を行っていない。	どのような啓発の仕方をするかの検討し、広報等を利用した啓発を進めていく。	B → D	
			26	事業所への情報提供・啓発	事業者に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等の啓発物については、掲示した。	啓発物の配布・掲示がメインとなるが、男女共同参画週間等において粕屋町ホームページ(事業者ガイド)を利用して啓発を行う等検討していく。また、商工会と連携して、総会等にて啓発時間を設けるなどを検討する。	D → D	企業や職場への働きかけができていないのでは。時間をとっての啓発が難しいということであれば、チラシ置いてもらうから始めれば。
	Ⅱ・2・ワーク・ライフ・バランスの推進	Ⅱ・2・② 男性の育児・介護、地域への参	27	広報紙への啓発記事の掲載	男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	内容の検討が進まず、男性の育児・介護等に特化した啓発が遅れている。	どのような啓発の仕方をするのかを検討し、広報等を利用した啓発を進めていく。	D → D	
			28	父親を対象とした子育て講座の開催	父親の子育て参加意識の醸成と子育てについての学習の支援に努めます。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	こども館において、福岡県のイクメン・カジダン講座事業を活用し、父子向けの講座を開催した。また子育て応援団の父親の育児参加チームにより木工教室を開催し、父の参加を促した。	これからもっと父親が参加できる講座を増やしていきたい。	D → B	
			29	両親教室の開催	沐浴や妊婦体験等を通して、両親で共に支え合い子育てを楽しむことができるよう支援します。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	健やかな出産・育児へとつなげるために第1子の妊婦家庭を対象に年に3回、夫婦で参加する「日曜パパとママのたまご学級(両親学級)」を開催。参加者の大多数が30代の夫婦で、参加した母親からは「沐浴の体験ができて良かった」等の感想があった。	今後も沐浴の体験方法等を検討し、継続的に事業を進めて行く。28年度は、夫婦ごとにグループを作り沐浴の体験等を行ったがスムーズに体験などが行えることができた。今後も開催日程、体験方法等継続的に検討していく。	A → A	
		Ⅱ・2・③ 子育て環境、介護環境	30	放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	指導員の公的な資格である「放課後児童支援員」を新たに取得し、保育の質の向上を図ることができた。	指導員全員の資格取得を目指す。増加する申込数に対応するための施設整備とともに、指導員の増員も必要となる。	B → B	
			31	保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育、各種事業における託児等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	低年齢児、障がい児、病児保育、延長保育、一時保育等、各種保育を行っている。平成28年度も私立認可保育所へ障がい児等保育事業費補助金を交付した。	町内の待機児童は依然増加傾向にある。小規模保育事業や事業所内保育事業等の設置認可を検討する必要がある。	B → B	
						子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B	

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり	Ⅱ・2・ワーク・ライフ・バランスの推進	Ⅱ・2・③ 子育て環境、介護環境の整備			全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	必要と思われる事業においては、託児サービスを実施している。託児が必要とされる事業について予算化しているものもある。	託児を想定して事業を行うこと、また託児が想定される場合は積極的に予算化等を検討していく考えである。	C → C		
			32	介護保険サービスの適切な利用促進	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう、介護保険制度の周知を行い、一人ひとりが適切かつ効果的なサービス給付を受けられるよう進めていきます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	65歳になり介護保険の被保険者になられた方にパンフレットを配布し、介護保険制度への理解を図った。また、サービス利用者に対しては、適宜制度の周知を行うとともに、適切なサービス利用を促進するため介護給付費通知の配布を行った。	ほぼ毎年行われる介護保険制度の改正について、遺漏なく周知を行っていく。	B → B	
	Ⅱ・3・困難な状況に置かれている人への支援	Ⅱ・3・① 高齢者・障がい者の環境の整備	33	介護予防・生活支援施策の充実	高齢男女が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	総合事業の訪問型および通所型のサービスを増やし、またゆうゆうサロンの開催場所が増加した。介護予防教室の参加を促進するために募集の工夫を行った。	事業の増加や工夫もあるが、介護予防に対し個々の意識が向上するような啓発を継続して行っていく。	C → A	ゆうゆうサロンでも男性の参加が少ないことが残念。また、ボランティアにも男性が参加してくれるといい。
			34	ノーマライゼーションの推進	だれもが社会参加できる地域づくりのため、社会的性別(ジェンダー)にとらわれないことやバリアフリーを基本にした福祉施策を推進します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福祉施策については、バリアフリーを基本として推進している。粕屋町地域福祉計画に基づき、誰もが住みやすい地域作りの推進に努めているが、具体的な取り組みまでには至っていない。	バリアフリーを基本とした福祉施策については、今後も推進していくものとし、また地域福祉計画についても積極的な取り組みを行う。	C → C	
	Ⅱ・3・困難な状況に置かれている人への支援	Ⅱ・3・② 配慮を必要とする男女への支援	35	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関との連携を図り、相談窓口等の情報提供や支援方法の検討を行います。	総合窓口課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	/		B → B	
						総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	総合窓口課では、ひとり親世帯への手当の支給、医療費の助成を行っており、相談窓口等での情報提供を行っている。	今後はさらに関係機関との連携をとりながら、情報提供を行っていく。	B → B	
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	障害者福祉に関しては、障がい者の種別や状況に応じて、委託先や関係機関(庁舎内外)と連携し、情報共有や見守り支援を行った。	今後も、きめ細やかな対応支援を継続していく。	B → B	
	Ⅱ・4・政策・方針決定の場への女性の参画促進	Ⅱ・4・① 各種審議会委員等への積極的登用	36	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成28年4月1日現在の内閣府調査では、前年度に比べ26.8%から23.4%と下がっているが男女共同参画審議会等28年度中に立ち上がった審議会は女性の割合も高い傾向にある。また、女性農業委員にも2名の公募があった。	委員は一部充て職により構成される部分も多いことから、率の向上は簡単には進まないと思われるが、委員の選定には女性を多く登用していく意識の定着は進んでいる。今後も配慮を行っていく。	C → C	
			37	各種審議会等の女性委員のエンパワーメント支援	各種審議会の女性委員に対し、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種審議会の女性委員の割合の把握にとどまり、対象者の把握まで至っていない。	先の審議会でいただいたご意見のように、29年度の各種審議会の女性委員の調査時に、名簿の各課に名簿の提出を求め、対象者を把握し、あすばる等である研修の案内を検討する。	D → D	

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ 男女が共に能力を発揮し、支え合う社会づくり	Ⅱ・4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	Ⅱ・4 ② 町職員への女性の採用・登用	38	町職員に対する定期的な研修の実施 町職員に対して男女共同参画に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C	
					総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成28年度は、男女共同参画に特化した研修は実施していないが、人権研修の中で基本的人権や性的マイノリティについて取り上げた。	引き続き職員人権研修等の中で男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、職員研修の機会を使って意識啓発を図っていく。	D → C	町職員への研修については、他の団体の模範となるような取り組みを。毎年講演することが難しいようであれば、メールやお知らせ等での啓発も取り入れたい。また、こういう研修をやりましたと外部にお知らせしていくことも有効なのでは。FB等使って発信を検討する
					協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	平成28年度は、男女共同参画に特化した研修は行っていない。	研修担当課である総務課と打ち合わせて、1年に1回か2年に1回くらいの研修を検討する。	B → C	
	Ⅱ・4 政策・方針決定の場への女性の参画促進	Ⅱ・4 ② 町職員への女性の採用・登用	39	両立のための職場理解と制度の普及促進 職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、有給取得制度等の普及を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーのアナウンス、課長会で 有給・夏季休暇の取得状況について中間期、期間終了後公表するとともに、衛生委員会活動報告の中で、男性の出産補助休暇や養育休暇の取得率についてもお知らせした。	有給休暇取得日数は1日増えたが、部署により偏りがあることから、特に取得率の低い部署に対しては所属長を通じ取得率が上がるよう働きかけていく必要がある。	B → B	
					総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	採用試験においては、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用については、勤務成績等に基づき、公平かつ積極的に行い、性別にとられない職場配置に努めた。	今後もこれを継続していく	A → A	町職員の配置に男女の偏りがあるのでは(都市政策部には女性が少ないとか)。女性のエンパワメントを進める必要がある。上層部についての研修はトップセミナー等でされており、意識啓発も進んでいるはず。
					総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	H28年度については業務多忙等を理由に該当する研修への参加希望者がいなかった。	今後もリーダーシップ養成講座等については積極的に職員に周知するとともに、研修担当として参加を促したい。	B → D	
	Ⅱ・5 地域・防災分野における男女共同参画の推進	Ⅱ・5 ① 地域の活動における男女共同参画の推進	42	各種団体等における男女共同参画の促進 地域で男女が共に活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発、学習機会の提供に努めます。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → C	
					社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	28年度も文化祭を実行委員会形式で実施し、婦人会、文化協会、青年団の連携が行われた。	社会教育関係団体会議等において、社会教育関係団体同士、男女が共に事業が行えるような啓発を行う。	C → C	
					協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種団体に対しての啓発は内容ややり方等の検討から進んでいない状況である。	各種団体の役員が集まる場において、啓発チラシなど配布できるよう具体的な啓発を検討する。	D → D	
			43	地域活動等役員への女性の参画の促進 様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			D → D	

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅱ え合う社会づくり 男女が共に能力を発揮し、支	Ⅱ・5 画の推進 地域・防災分野における男女共同参	Ⅱ・5 画の促進 ① 地域の活 男女共同参 Ⅱ・5 画の促進 ② 防災におけ	44	男女共同参画の視点をとり入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、自主防災や防火活動の取組に男女共同参画の視点をとり入れます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育関係団体においては、女性役員の登用は比較的行われている。	各種団体の会議等において、引き続き役員への女性登用率向上の啓発を行う。	C → C			
				男女共同参画の視点を立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働のまちづくり課で担当する防災講座において、防災の分野では女性の参画を促しているが、地域活動全体での啓発はできていない。	公民館活動などの講座の機会を利用して、地域活動の中で行える啓発を検討していく。	D → D			
				男女共同参画の視点を立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	災害発生に備えた備蓄品の購入に当たり、女性の視点も取り入れた品目の選定を行い、備蓄品の計画的購入を進めた。	備蓄計画の途中であり、今後も引き続き計画的購入を進めていく。	B → B			
				男女共同参画の視点を立った災害時の対応	避難所での生活におけるニーズの違いを考慮し、自主防災組織、避難所運営組織には女性の参画を推進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自主防災組織結成時には、男女が平等に役割を担うような構成となるよう指導している。また、避難所運営マニュアル(現在作成中)にも避難所運営委員会に女性の参画を明記している。	実際に女性の視点や意見が反映されるよう実施していくことが重要である。	C → B			
基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1 DV防止対策及び被害者支援の充実	Ⅲ・1 ① DV未然防止	46	DV防止に向けた啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVIに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B → B			
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV防止に関するチラシやポスターについては適宜設置し、啓発を行っている。	DV防止に関するチラシやポスターについては適宜設置し、啓発を行うとともに、機会をみつけ、防止のために啓発を行っている。	C → C	粕屋町は性犯罪が多いときく。啓発物はふれあいバスとかタクシーの中とか人の目につくところに掲示してほしい。		
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報を通して女性ホットラインの紹介等を回行った。また、7月の人権週間や「人権を尊重する町民のつどい」において啓発の物資やチラシの配布を行った。	今後もイベント、広報、ホームページを通じての啓発を進めていく。	B → B			
			47	デートDVに関する啓発	デートDV(交際相手からの暴力)についてもDV防止法の対象者に含まれることを周知、啓発を行い、とくに若年者に向けた予防教育を行って認知を広げていきます。	介護福祉課 協働のまちづくり課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満					D → D	
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DVのうち、とくにデートDVに特化した周知や啓発は、まだできていない。	DV防止の周知を進める中で、デートDVについても周知、啓発を進めていく。	D → D	デートDVの啓発は、いかに学校で取り組んでもらうかにかかっている。中学校にポスターをはるとか、終業式のときに保険の先生から少し話してもらい、チラシを配布するようなどころから始めてみれば、デートDVの講演に行くと、それをきいて初めてデートDVだと気が付くケースも多い。気づかせることも大切。相談できる場所があると知らせることも大切。		
						協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DVのうち、とくにデートDVに特化した周知や啓発はできていない。	DV防止の周知を進める中で、対象者等の検討も行き、デートDVについても周知、啓発を進めていく。	D → D			
		学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	性教育の充実は図られているが、予防教育を定着させるまでには至っていない。	小中学校における教育課程を見直し、授業の中で位置づけられる内容を検討していく	C → C							
		の相②Ⅲ 構談 築体D1 制V1	48	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、適切な情報を提供します。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者については、介護福祉課で相談を受け、ケースに応じた情報提供を行い、適切な対応を行うことができた。	今後も引き続き相談を受け、情報提供を行う等、DV被害者への適切な支援を行う。	B → B			

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1・DV防止対策及び被害者支援の充実	Ⅲ・1・② DV相談体制の構築	49	相談員の資質の向上	被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C → B
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	今年度は研修を受け、相談員としてのスキルアップを図ることができた。また、相談があった際は、状況に応じた対応を行うことができた。	被害者に対し、適切な相談業務等ができるよう、引き続き研修や勉強会への積極的な参加に努めていく。	C → B
						総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	外部研修に参加する機会はなかったが、課内での勉強会を開催することができた。また、被害者の状況に応じた適切な相談対応はできている。	外部の研修会や勉強会に積極的に参加するとともに、内部でも勉強会を開催し相談員の育成、資質の向上を図っていく。	B → B
			50	かすや地区女性ホットラインの活用	「かすや地区女性ホットライン」により、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホットラインについては、平成28年度も事業を実施し、広報等に掲載するなど、周知を図った。	今後も、多くの方に利用してもらえるよう広報やホームページなどで周知に努め、認知度を高めて利用してもらえるようにする。	B → B
	51	関係機関との連携	庁内連絡会議等により関係各課と連携を行い、被害者への支援体制の整備や外国人・高齢者・障がい者に考慮した相談体制の充実を図ります。また、警察や民生委員等、地域との関係機関との連携を深め、被害者の早期発見を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	糟屋地区においては、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」が開催され、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携を図りながら被害者の早期発見、適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C		
	52	個人情報保護の徹底	通常業務の中で個人情報の保護について徹底されるよう、庁舎内において研修を行うなど、個人情報保護の体制作りに取り組みます。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	経営政策課において平成27年度に情報セキュリティポリシーを改訂し、個人情報を含む情報資産の管理体制や管理方法などを見直すとともに、職員への研修を行い、周知を図った。また、新規採用職員の入庁時には、必ずセキュリティ研修を行っている。各課でも個人情報に関するものは施錠できるキャビネット等に保管し、問合せや窓口対応においても十分配慮して行うなど、課内で管理徹底を図っている。	多くの自治体で、情報システムや電子媒体だけでなく、紙媒体での情報漏えいが発生している。継続して研修を行う必要がある。また、DVIに関する情報には特段の配慮が必要であり、その点についても周知徹底を図っていく。	A → A		
	自立・支援 ③ 被害者保護	53	関係機関との連携	被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	糟屋地区においては、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」が開催され、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図った。	今後も関係各課との連携を図りながら被害者の早期発見、適切な支援体制の確保に努めていく。	C → C	
		54	被害者の自立支援	避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係各課との総合調整を行い、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	被害者から生活の立て直しについて相談があった場合には、他の機関と連携を図り、福祉施策を活用して適切な支援を行う。	C → C	
	害暴力・の1支防・援止④と被性	55	性犯罪など被害防止に向けた啓発	夜間パトロールのような参加型の防犯啓発など、町民や関係機関と連携して、性犯罪などの被害防止啓発を進めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	防犯を目的とした個人・団体のボランティアが活動をしているが、夜間に活動しているかどうかは把握していない。	既存のボランティアが、小中学生の子どもの見守りを主に活動しているので、夜間の活動はあまり行われていないと思われる。性犯罪の被害防止に向けた啓発活動及び防犯活動に取り組む必要がある。	D → D	

(様式1) 平成28年度 粕屋町男女共同参画計画の施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、安心して暮らせる環境づくり	Ⅲ・1・DV防止対策及び被害者支援の充実	Ⅲ・1・被害者の防止④	56	性暴力被害者への支援	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	今後も広報やHPなどで女性ホットラインを広く知ってもらえるよう周知に努め、問題が生じたときには気軽に相談してもらえるようにする。	C → C		
			57	セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				C → C	
						総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「粕屋町職員の職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱」を整備し、相談窓口および苦情処理委員会の設置を行うとともに、毎月の課長会の中で注意喚起・啓発を行うとともに、EAP等を通じた相談方法などについても周知した。	今後も引き続き、注意喚起・啓発等を行っていく	B → B		
				協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	セクハラに関する啓発は、啓発の仕方も含め検討が進んでおらず、啓発の広報、ホームページ等の中ではできていない。	今後内容も含めて検討を進めていく。	D → D				
	Ⅲ・2・生涯を通じた健康支援	Ⅲ・2・男女の健康支援①	58	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、病気の予防啓発や対策、食育の推進等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満				B → B	
						健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	特定健診や各種健診、各種イベント等を通して自らの健康に関心を持ってもらい主体的に健康づくりに取り組む人を増やすような事業を展開した。また健康かすや21事業や食進会の活動と協同し、町事業や小学校のイベントにて健康づくりについて具体的に啓発している。	特定健診や各種健診の受診率向上について対策を講じる。	C → B		
						介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	できるだけ健康で元気に暮らせるよう、高齢者を対象としたゆうゆうサロンへの参加をすすめるなどの取り組みを積極的に行った。	今後も健康で安心できる生活ができるよう、高齢者に向けた取り組みを進めていく。	B → B		
	Ⅲ・2・生涯を通じた健康支援	Ⅲ・3・理解の促進②	59	人権を尊重した性に関する情報の提供と啓発	思春期教育や性教育に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように周知を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	道徳や保健体育の学習だけでなく、全ての教育活動において、自他を大切にする授業が展開されている。	自他を大切にする心情だけでなく、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるような学習の機会をつくることを検討していく。	A → B		
				60	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援、情報提供や啓発講座について、女性のあらゆるライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、現状に応じた施策を充実します。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健や育児に関する相談にワンストップで対応を行い、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、個々に応じた支援プランを策定できるように進めている。今年度より嘱託保健師を2名にし妊娠期のフォローの強化を行っている。また、乳児家庭全戸訪問を通して妊産婦の状況の把握をしている。女性の健康については、休日の実施やレディースデイを設け、健診を受けやすい環境や健康相談を実施している。	より一層の、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。更年期の健康については、今後も健康相談や健診後の相談、パンフレットによる啓発を行っていく。今後も国・県の動向を見据えて検討していく。	A → A	